

割符直段を以差引相究候様に可申遣事。

一、中納言様御在江戸之刻、御供之衆替に參候者、御供に在之年寄分の方右同前に可申遣事。

一、御國に而御扶持方請取候衆、日數以前に江戸より被成御返候はゞ、在江戸之日數御小將頭より書出候切手、在江戸年寄中以裏判、此地に而指引算用可相極旨、因幡・大膳・河内方々可申越候事。

一、當地新御算用場にて差引相極、餘銀請取置、御帳に相添、一年切に御腹戸へ銀子可指上由、度々に因幡・大膳・河内より御算用場の書狀可遣事。

一、右餘銀算用帳相添、御腹戸に新御算用場より可遣事。

右江戸御供番番罷越候刻、御扶持員數以下、安房守・山城守方々斷之上、裏判人方々書狀可被相添。日數不足人於罷歸者、新御算用場にて途吟味、一年切に相究、餘銀指上候時重而安房守・山城守承届、御腹戸衆に以添狀可相渡旨、被仰出所如件。

丑二月廿六日

横山山城守  
本多安房守

一七 金澤町役等之儀御定

御定之條々

金澤町中

一、町役於御免許者、御印可被遣候條、其外之儀不殘御役可仕事。

一、町並之家奉公人に被下候者、如在來町役可仕事。

一、町奉行衆一ヶ年に二度宛惣町中相廻、可然様見計可被申付事。

一、御城爲御用被召仕候人足之事、當御奉行入々切手に、會所衆裏判次第可出之候。何も裏判町下代として可相改候。若裏判無之切手之人足出候はゞ、町下代可爲越度事。

一、庖丁人并御疊之手傳夫、御臺所水汲夫、同米搗夫、檜物屋手傳之人足、此外御算用場の罷出候庖丁人足等、何も人足請取入々切手に會所衆之裏判次第可出之候。

一、江戸・上方によらず、他國に被召仕候人高之事、其時々入次第可仰付候條、人馬請取入々切手、會所裏判次第可出之候。然者右之夫銀・駄賃銀、會所裏判切手を以、原田又右衛門・副田權右衛門・四井主馬・中村新左衛門手前より請取

可申事。

一、御城爲御用、町方被召上候御召物之事、會所衆裏判之切手次第、町下代并町肝煎として相調可差上候。然者、新御算用場より前廉銀子二貫目宛、町下代并町肝煎請取置、御召物之代銀當座可相渡候。右之銀子拂方直段之儀、會所衆吟味之上を以算用狀を差上、重而銀子請取可申事。

一、從御城他國に被遣之候御荷物之事、馬一駄に付而三拾五貫目宛、人足一人に付而八貫目宛たるべし。御供衆荷物右同前。若此外重荷被相渡に付而は、町奉行衆を以可及斷事。

一、他國より御使者、町賄に被仰付候者、其時々之御奉行衆書付を取、年切に御算用狀可指上之候。御下行可被下候事。

一、御城様往年頭・歳暮・五節句之御禮儀、如有來可指上事。  
一、新參衆宿之事、可然家五間、惣町中より餘荷を出し可定置候。右町屋有之新參衆、御知行被下においては、御印之日限より以後者、宿賃を定可在之候。此外猥新參衆に町宿相渡候事有之間敷候條、其身覺悟次第作事仕、他國人往

還之宿、商人以下に至迄可令馳走事。

一、御城内に有之籠番之事、如有來惣町中として可相勤候。然者籠舍人賄候事、御分國中之者においては、其者之一族并其村中として賄可申候。若他國者亦者賄可仕様無之者、御公事場より被入置候者、公事錢之内を以賄料可被相渡候。右之外賄方無之籠舍人有之候はゞ、罪人裁許人々會所に相斷、會所より切手次第、町中より賄可申。右籠舍人より出申候者、其時至會所可及斷候事。

一、御代官衆より御城米町人に賣付、又者借米・借銀被相渡候はゞ、御代官衆より案内次第に、其時之肝煎并十人與之者として致穿鑿、町人懸分限可相渡候。若代官衆より組中に不及斷、過分之御米被渡置、其者走候共、十人與之者に對、御代官衆被申分有間敷候事。

一、御家中衆より、何色によらず賣物町人を頼被渡置候はゞ、其町之肝煎并十人與之者可被申聞候。若兼而不及案内過分之賣物被渡置、其者走候跡に十人與へかり被申候はゞ、承引有間敷候事。

一、於町中喧嘩仕出候輩有之付而は、其町人として押置候